

島根県報

第一、四七四号
平成十五年五月三十日
(金曜日)

目次

告示

公印の印影等

生活保護法の規定による介護機関の指定

ヨ一ネ病の発生

土地改良区の役員の就任及び退任

県営土地改良事業計画の変更(二件)

建築基準法の規定に基づく道路の指定

公告

開発行為に関する工事の完了

特定調達公告

税務総合オンラインシステム外形標準課税導入業務委託に係る随意契約の相手方等

税務総合オンラインシステムWeb化対応業務委託に係る随意契約の相手方等

税務総合オンラインシステム及び税務情報システムの運用業務委託に係る随意契約の相手方等

監査告示

外部監査人補助者の選任

漁調委指示

正誤

延縄漁業の操業の制限

正誤

平成十五年三月二十八日付け島根県報号外第三一号中

(総務課) 八

(水産課) 七

(総務課) 八

平成十五年五月十三日付け島根県報第一、四六九号中 (地方労働委員会) 八

告示


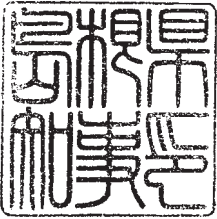
示

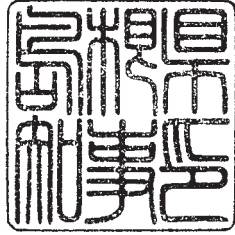
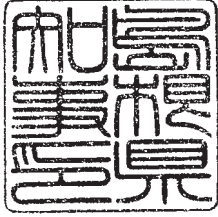
島根県告示第五百三三号

島根県公印規程(平成元年島根県訓令第四号)第十条の規定に基づき、島根県印及び島根県知事印の印影等を次のとおり告示する。

平成十五年五月三十日

島根県知事 澄田信義

印影	用途	使用開始又は廃止年月日
	新調、改刻又は廃止の別	平成十五年六月一日
	改刻	平成十五年六月一日

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者 名 称 社会福祉法人 ウエルエヌシー 社会福祉法人 ウエルエヌシー 社会福祉法人 ウエルエヌシー 社会福祉法人 ウエルエヌシー 社会福祉法人 ウエルエヌシー 社会福祉法人 ウエルエヌシー 社会福祉法人 ウエルエヌシー 社会福祉法人 ウエルエヌシー 特定非営利活動法人 穂なみネット	主たる事務所の所在地 大田市大田町大田イ三四〇番地二 大田市大田町大田イ三四〇番地二 大田市大田町大田イ三四〇番地二 大田市大田町大田イ三四〇番地二 大田市大田町大田イ三四〇番地二 大田市大田町大田イ三四〇番地二 大田市大田町大田イ三四〇番地二 大田市大田町大田イ三四〇番地二 出雲市里方町一六番地	実施する事業 居宅介護支援事業 介護老人保健施設 通所リハビリテーション 短期入所療養介護 痴呆対応型共生 活介護 通所介護	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 名 称 介護老人保健施設 たてがみの郷 介護老人保健施設 たてがみの郷 介護老人保健施設 たてがみの郷 介護老人保健施設 たてがみの郷 介護老人保健施設 たてがみの郷 介護老人保健施設 たてがみの郷 介護老人保健施設 たてがみの郷 介護老人保健施設 たてがみの郷 穂なみデイサービスセンター	所 在 地 大田市大田町大田イ三四〇番地二 大田市大田町大田イ三四〇番地二 大田市大田町大田イ三四〇番地二 大田市大田町大田イ三四〇番地二 大田市大田町大田イ三四〇番地二 大田市大田町大田イ三四〇番地二 大田市大田町大田イ三四〇番地二 大田市大田町大田イ三四〇番地二 大田市波根町二二九〇番地一 大田市波根町二二九〇番地一 大田市波根町二二九〇番地一 大田市波根町二二九〇番地一 大田市波根町二二九〇番地一 大田市波根町二二九〇番地一 大田市波根町二二九〇番地一 大田市波根町二二九〇番地一 出雲市里方町一六番地	指 定 年 月 日 平成十五年五月十四日 平成十五年五月十四日 平成十五年五月十四日 平成十五年五月十四日 平成十五年五月十四日 平成十五年五月十四日 平成十五年五月十四日 平成十五年五月二十一日	 改刻 辞令書専用 平成十五年六月一日	 改刻 縦書き文書専用 平成十五年六月一日

島根県告示第五百五号

ヨ一ネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年五月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

家畜伝染病の種類	家畜の種類	生年月日	発生頭数	発生場所	発生年月日	その他参考となるべき事項
ヨ一ネ病（患畜）	牛	平成八年六月三十日	一頭	出雲市	平成十五年五月十六日	ホルスタイン、自家産牛

島根県告示第五百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年五月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

簸川郡湖陵町土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所

理事

安田 欽一 簸川郡湖陵町大字二部六四三番地三

原 修一 簸川郡湖陵町大字差海一六六五番地一

今岡 哲雄 簸川郡湖陵町大字畑村二五六番地

今岡 弘之 簸川郡湖陵町大字常楽寺五四七番地

坂根 宏 簸川郡湖陵町大字三部三三〇番地

林 幹夫 簸川郡湖陵町大字三部八二九番地

今若 明 簸川郡湖陵町大字二部一五五一番地

三原 晴義 簸川郡湖陵町大字大池九九六番地

川上 稔 簸川郡湖陵町大字大池九六二番地

三原 恵一 簸川郡湖陵町大字板津六二三番地

今岡 省吾 簸川郡湖陵町大字差海六三三番地一

園山 精一 簸川郡湖陵町大字差海一七九九番地七

監事

米山 佳男 簸川郡湖陵町大字三部二二九番地

秦 満 簸川郡湖陵町大字二部二〇八三番地

小原 英二 簸川郡湖陵町大字大池一六〇四番地一

桑原 裕志 簸川郡湖陵町大字板津六九六番地

二 就任年月日

平成十五年三月二十八日

三 退任した役員の氏名及び住所

理事

三原 猪藏 簸川郡湖陵町大字常楽寺一七一番地

三原 睦岳 簸川郡湖陵町大字差海一一四二番地

今岡 哲雄 簸川郡湖陵町大字畑村二五六番地

坂根 宏 簸川郡湖陵町大字三部三三〇番地

伊藤 章雄 簸川郡湖陵町大字三部八二五番地

吉田 安作 簸川郡湖陵町大字二部三七七番地

今若 明 簸川郡湖陵町大字二部一五五一番地

三原 晴義 簸川郡湖陵町大字大池九九六番地

川上 稔 簸川郡湖陵町大字大池九六二番地

石飛 進 簸川郡湖陵町大字板津九九五番地三

原 修一 簸川郡湖陵町大字差海一六六五番地一

原 一誠 簸川郡湖陵町大字差海一七〇六番地一

監事

三原 康男 簸川郡湖陵町大字大池八〇七番地

米山 佳男 簸川郡湖陵町大字三部二三九番地
 加田 寛一 簸川郡湖陵町大字二部一九〇九番地二
 桑原 裕志 簸川郡湖陵町大字板津六九六番地

島根県告示第五百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、穂日島地区を受益地域とする用排水施設事業（県営畑地帯総合整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年五月三十日

島根県知事 澄 田 信義

- 一 縦覧に供する書類の名称
穂日島地区用排水施設事業（県営畑地帯総合整備事業）変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
告示の日から二十一日間
- 三 縦覧の場所
安来市役所

島根県告示第五百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、八束地区を受益地域とする用排水施設事業（県営畑地帯総合整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年五月三十日

島根県知事 澄 田 信義

- 一 縦覧に供する書類の名称
八束地区用排水施設事業（県営畑地帯総合整備事業）変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
告示の日から二十一日間
- 三 縦覧の場所
八束町役場

島根県告示第五百九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は浜田土木建築事務所及び江津市役所に備えて一般の縦覧に供する。
 平成十五年五月三十日

島根県知事 澄 田 信義

路線名	区 間		道路の幅員	道路の延長	指定の年月日及び番号
	起 点	終 点			
区画道路一号線	江津市和木町二一四八番一九	江津市和木町六三三五番四	九・五〇 メートル	一三五・五五 メートル	平成十五年五月二十一日 第一号
区画道路二号線	江津市和木町六五八番一	江津市和木町六六四番三	六・〇〇	一三七・八八	〃
区画道路三号線	江津市和木町六六四番二	江津市和木町六三九番四	六・〇〇	五九・〇八	〃
区画道路四号線	江津市和木町六三九番三	江津市和木町六二九番一	六・二〇	三〇二・四四	〃
区画道路五号線	江津市和木町六六三番四	江津市和木町六三七番七	六・〇〇	六八・八九	〃
区画道路六号線	江津市和木町六六〇番二	江津市和木町六三六番五	六・〇〇	七四・八七	〃
区画道路七号線	江津市和木町六五九番一	江津市和木町六五二番一	六・〇〇	一五〇・九〇	〃
区画道路九号線	江津市和木町六五八番一	江津市和木町六三五番二	六・〇〇	一五〇・一四	〃

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年五月三十日

一 開発区域

出雲市高岡町六十四番地 外五筆

面積 四三八六・一四平方メートル

島根県知事 澄 田 信 義

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市白枝町七二八番地八
 有限会社 あすなる相互建設 代表取締役 竹内謙一

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成15年 5月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 役務の名称及び数量
税務総合オンラインシステム外形標準課税導入業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部税務課 島根県松江市殿町 1 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成15年 4月 8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中 4丁目 1 番 1号
- 5 随意契約に係る契約金額
126,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成15年 5月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 役務の名称及び数量
税務総合オンラインシステムWeb化対応業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部税務課 島根県松江市殿町 1 番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成15年 4月 8日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中 4丁目 1 番 1号
- 5 随意契約に係る契約金額
91,350,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成15年 5月30日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 役務の名称及び数量
税務総合オンラインシステム及び税務情報システムの運用業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部税務課 島根県松江市殿町 1 番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成15年 4月 1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中 4丁目 1 番 1号
- 5 随意契約に係る契約金額
39,690,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

監 査 委 員 告 示

監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項の規定に基づき包括外部監査人三島明から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年五月三十日

島根県監査委員	島	田	三	郎
同	中	村	芳	信
同	品	川	卯	一
同	生	田	洋	一

- 一 監査の事務を補助する者の氏名及び住所
今岡正一 松江市黒田町二五三番地一サーパス黒田町五〇三
- 二 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成十五年五月十九日から平成十六年三月三十一日まで

島根海区漁業調整委員会告示

島根県連合海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、島根県沖合海面における延縄漁業（ふぐ・浮き延縄漁業、無動力漁船又は総トン数五トン未満の動力漁船を使用する延縄漁業を除く）について、次のとおり指示する。

平成十五年五月三十日

島根県連合海区漁業調整委員会会長 屋 田 孝 治

一 操業の承認

当該海面において総トン数五トン以上の動力漁船を使用して延縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により島根県連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

二 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

一 前年度島根県沖合海面において当該漁業の操業の実績を有する者

二 委員会が特に認めたもの

三 制限又は条件

この漁業の制限又は条件を次のとおりとする。

一 操業禁止区域

漁船規模	禁 止 区 域
総トン数五トン以上十トン未満	最大高潮時海岸線から三千メートル以内、共同漁業権が設定されている海面がこれを越える場合は共同漁業権が設定されている海面（県内に住所を有する者は共同漁業権が設定されている海面）。但し、県内に住所を有する者が共同漁業権者の同意を得た場合についてはこの限りではない。
総トン数十トン以上	最大高潮時海岸線から三海里以内（隠岐郡の地先海面にあっては二海里以内）。

二 漁具漁法の制限

隠岐郡の最大高潮時海岸線から十海里以内では、一月一日から七月三十一日まで、及び十二月一日から十二月三十一日までの間は、油付餌料を使用してはならない。

三 承認証備え付け等

承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに、県外に住所を有する者は要領に定める標旗を表示しなければならない。

四 漁獲実績報告書の提出

この漁業の承認を受けた者は、別に定める漁獲実績報告書を、委員会に承認を受けた

毎週火・金曜日発行

翌年六月三十日までに提出しなければならない。

五 承認の取り消し

この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成十五年六月一日から平成十六年五月三十一日までとする。

正

誤

平成十五年三月二十八日付け島根県報号外第三二号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ 段 行

二 下 始めから一

二〇ミリメートル	川本健康福祉センター 環境衛生部 及び保健推進課
----------	--------------------------------

誤

二〇ミリメートル	川本健康福祉センター 環境衛生部 及び保健推進課の長
----------	----------------------------------

正

平成十五年五月十三日付け島根県報第一、四六九号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

箇所

誤

正

十一 島根県地方労働委員会告示第一号の表宮崎伸介の項現職の欄中

島根支部長

島根県支部長

十二 島根県地方労働委員会告示第一号の表古瀬禦の項現職の欄中

島根県中小企業団中央会会長

島根県中小企業団体中央会会長

平成十五年五月三十日印刷
平成十五年五月三十日発行

発行者

島

根

県

発行所

松江市殿町
松江市学園南

島根県庁
松陽印刷所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)